

## 一般財団法人むなかた地域農業活性化機構特産品開発支援事業助成金交付要綱

平成24年5月23日制定

平成29年7月21日改正

平成30年4月 2日改定

### (目的)

第1条 この要綱は、宗像市及び福津市(以下「むなかた地域」という)産農産物を使用した新しい地域特産品を研究開発しようとする団体等を支援し、観光名産品の開発、PR、販売を実施することにより、むなかた地域の農業振興、観光振興に寄与することを目的とする。

### (交付対象事業)

第2条 助成金の交付対象事業は、むなかた地域内の地元農産物を主材料にした新規の特産品の開発を行う事業とする。

### (交付対象者)

第3条 (削除)

### (交付の対象経費)

第4条 助成金の交付対象経費は、特産品作りに関する研究、開発に要する経費で、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費(講師料)
- (2) 旅費
- (3) 需用費(消耗品費、印刷製本費)
- (4) 役務費(通信運搬費、手数料)
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 原材料費
- (8) その他特に代表理事が必要と認める経費

### (助成金額)

第5条 助成金の額は、1件当たり20万円以内とし、予算の範囲内において代表理事が定める額とする。

### (助成金の交付対象期間)

第6条 助成金の交付対象期間は、原則として1年間とする。ただし、代表理事が事業効果を上げるため、継続して事業の実施が必要と認める場合は、最長で3年間まで助成金の交付対象期間を延長することができる。

### (交付申請)

第7条 助成金を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、特産品開発支援事業助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。

- (1) 特産品開発支援事業計画書(様式第2号)
- (2) 特産品開発支援事業助成金収支予算書(様式第3号)
- (3) 特産品開発支援事業担当者連絡先届(様式第4号)
- (4) その他代表理事が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 代表理事は、申請書の内容を審査し、助成金交付の可否を決定する。

2 前項の決定をしたときは特産品開発支援事業助成金（交付・不交付）決定通知書(様式第5号。以下「交付決定通知書」という。)を申請者に交付する。

(概算払の請求)

第9条 助成金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、助成金の概算払を受けようとするときは、特産品開発支援事業概算払請求書(様式第6号)を代表理事に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第10条 交付決定者は、事業計画内容について次に掲げる変更が必要となった場合は、特産品開発支援事業実施計画変更承認申請書(様式第7号)を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する経費の30%を超える増減
- (2) 事業の内容そのものの大幅な変更

(実績報告)

第11条 交付決定者は、事業が完了したときは、特産品開発支援事業助成金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて速やかに代表理事に提出するものとする。

- (1) 活動報告書
- (2) 特産品開発支援事業助成金収支決算書(様式第9号)
- (3) 特産品開発支援事業支出簿
- (4) 領収書等を整理した文書
- (5) その他代表理事が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 代表理事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の内容が適正であるかどうか審査し、適正と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 代表理事は、助成金の額を確定したときは、速やかに助成金確定通知書(様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 確定した助成金額が、すでに交付された助成金額を下回る場合においては、助成金返還通知書(様式第11号)により、交付決定者に通知するものとし、交付決定者は、期限内にその差額を返還しなければならない。

2 代表理事は、助成金額を確定した後であっても、助成事業に不適當な事実が認められた場合においては、交付決定者に対して助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

(審査)

第14条 助成事業の交付決定の可否その他必要な事項については、むなかた地域農業活性化会議流通販売振興担当者会において審査する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

平成29年7月21日一部改正。

平成30年4月2日一部改正。

(一財)むなかた地域農業活性化機構  
代表理事 久芳 昭文 様

(申請者) 住所(所在地)  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度特産品開発支援事業助成金交付申請書

特産品開発支援事業助成金について交付を受けたいので、一般財団法人むなかた地域農業活性化機構特産品開発支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成金の申請額
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 収支予算書(様式第3号)
  - (3) 担当者連絡先届(様式第4号)
  - (4) その他代表理事が必要と認める書類

事業の目的	
事業の内容	
実施スケジュール	
期待される効果	

## 令和 年度特産品開発支援事業助成金収支予算書

## 【収入】

経費の内訳	予算額	摘 要
助成金	A 円	特産品開発支援事業助成金
自己資金	円	
	円	
	円	
合 計	円	

## 【支出】

※経費の内訳	予算額	助成対象経費	摘 要（内容・積算根拠）
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合 計	円	B 円	

※経費の内訳は、(1)報償費（講師料）(2)旅費(3)需用費（消耗品費、印刷製本費）(4)役務費（通信運搬費、手数料）(5)委託料(6)使用料及び賃借料(7)原材料費

## 【助成金申請額の計算】

A：助成金予算額 【上限20万円】	B：助成対象経費	交付申請額 【A、Bいずれか低い額】
円	円	円

記入例

様式第3号

令和 年度特産品開発支援事業助成金収支予算書

【収入】

経費の内訳	予算額	摘要
助成金	A 200,000 円	特産品開発支援事業助成金
自己資金	160,000 円	
	円	
合計	360,000 円	

【支出】

※経費の内訳	予算額	助成対象経費	摘要(内容・積算根拠)
報償費	20,000 円	20,000 円	研修会講師謝金
需用費 (消耗品費)	90,000 円	90,000 円	容器代等
需用費 (食糧費)	100,000 円	0 円	
役務費	40,000 円	40,000 円	郵送料
使用料及び 賃借料	50,000 円	50,000 円	研修会場賃借料
原材料費	60,000 円	60,000 円	卵代等
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	360,000 円	B 260,000 円	

※助成対象経費は、(1)報償費(講師料) (2)旅費 (3)需用費(消耗品費、印刷製本費) (4)役務費(通信運搬費、手数料) (5)委託料 (6)使用料及び賃借料 (7)原材料費

【助成金申請額の計算】

A: 助成金予算額 【上限 20 万円】	B: 助成対象経費	交付申請額 【A、B いずれか低い額】
200,000 円	260,000 円	200,000 円

## 特産品開発支援事業担当者連絡先届

住所	〒
氏名	
電話	
携帯電話	
F A X	
e-mail	

今後、特産品開発支援事業助成金について、機構からの文書の送付や連絡は担当者連絡先に行いますので、変更等があったときは速やかに機構に連絡してください。

第 号  
令和 年 月 日

様

(一財)むなかた地域農業活性化機構  
代表理事 久芳 昭文

令和 年度特産品開発支援事業助成金交付決定通知書

一般財団法人むなかた地域農業活性化機構特産品開発支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定します。

記

(助成金の額)
(条件)



(一財)むなかた地域農業活性化機構  
代表理事 久芳 昭文 様

(申請者)

団体名

代表者氏名

住所

TEL

印

令和 年度特産品開発支援事業助成金概算払請求書

令和 年度特産品開発支援事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2. 振り込み先

金融機関・支店名	農協 銀行 支店 ( )	
口座の種類・番号	1: 普通 2: 当座 3: その他( )	
フリガナ		
口座の名義		

令和 年 月 日

(一財)むなかた地域農業活性化機構  
代表理事 久芳 昭文 様

(申請者)  
団 体 名  
代表者氏名  
住 所  
TEL

令和 年度特産品開発支援事業実施計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け、第 号で交付決定のあった特産品開発支援事業助成金について、一般財団法人むなかた地域農業活性化機構特産品開発支援事業助成金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 記

### 1 変更理由

### 2 関係書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) 参考資料

※変更事業計画書は様式第2号、変更後の収支予算書は様式第3号にそれぞれ準じること

令和 年 月 日

(一財)むなかた地域農業活性化機構  
代表理事 久芳 昭文 様

(申請者)  
団体名  
代表者氏名  
住所  
TEL

令和 年度特産品開発支援事業助成金実績報告書

令和 年度特産品開発支援事業助成金について、事業が完了したので、一般財団法人むなかた地域農業活性化機構特産品開発支援事業助成金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の内容及び実績

2 事業の効果

3 添付書類

- (1) 事業活動報告書
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 助成金事業の支出簿
- (4) 領収書等を整理した文書
- (5) その他代表理事が必要と認める書類

令和 年度 特産品開発支援事業助成金収支決算書

【収入】

経費の内訳	予算額	決算額	摘要
助成金	円	A	特産品開発支援事業助成金
自己資金	円		
	円		
合計	円		

【支出】

経費の内訳	当初予算額	決算額	左記のうち 助成対象経費	領収書番号
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
合計	円	円	B 円	

※経費の内訳は、(1)報償費（講師料）(2)旅費(3)需用費（消耗品費、印刷製本費）(4)役務費（通信運搬費、手数料）(5)委託料(6)使用料及び賃借料(7)原材料費

【助成金確定額の計算】

A：助成金決算額 【上限20万円】	B：助成対象経費	助成金確定額 【A、B いずれか低い額】
円	円	円

記入例

様式第9号

令和 年度 特産品開発支援事業助成金収支決算書

【収入】

経費の内訳	予算額	決算額	摘要
助成金	200,000 円	<b>A</b> 200,000 円	特産品開発支援事業助成金
自己資金	160,000 円	141,200 円	
	円		
	円		
合計	360,000 円	341,200 円	

【支出】

経費の内訳	当初予算額	決算額	左記のうち 助成対象経費	領収書番号
報償費	20,000 円	30,000 円	20,000 円	1・2
需用費 (消耗品費)	90,000 円	102,600 円	102,600 円	7・8・9
需用費 (食糧費)	100,000 円	71,800 円	0 円	3・4・5
役務費	40,000 円	39,600 円	39,600 円	1 2
使用料及び 賃借料	50,000 円	43,200 円	43,200 円	6
原材料費	60,000 円	54,000 円	54,000 円	1 0・1 1
合計	360,000 円	341,200 円	<b>B</b> 259,400 円	

※経費の内訳は、(1)報償費(講師料) (2)旅費 (3)需用費(消耗品費、印刷製本費) (4)役務費(通信運搬費、手数料) (5)委託料 (6)使用料及び賃借料 (7)原材料費

【助成金確定額の計算】

助成金決算額 A 【上限 20 万円】	助成対象経費 B	助成金確定額 【A、B いずれか低い額】
200,000 円	259,400 円	200,000 円

第 号  
令和 年 月 日

様

(一財)むなかた地域農業活性化機構  
代表理事 久芳 昭文

令和 年度特産品開発支援事業助成金確定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった、特産品開発支援事業助成金を、一般財団法人むなかた地域農業活性化機構特産品開発支援事業助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり確定しましたので、通知します。

記

(助成金の額)

円

様

(一財)むなかた地域農業活性化機構  
代表理事 久芳 昭文

令和 年度特産品開発支援事業助成金返還通知書

令和 年 月 日付けで交付決定した、特産品開発支援事業助成金について、一般財団法人むなかた地域農業活性化機構特産品開発支援事業助成金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり返還することを通知します。

記

(返還金の額)	円
(返還の理由)	
(返還の期限)	年 月 日
(返還先)	